

セーフティネット保証5号(ロ)の認定要件 <原油価格の上昇関係>

認定申請者の類型		認定要件	認定申請書の区分
<p>単一事業者 (1つの細分類業種(指定業種)に属する事業のみを営んでいることが確認できる者)</p>		<p>企業全体について 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供(以下「製品等」という。)に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品(以下「原油等」という。)の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること</p>	(ロ) - ①
<p>兼業者 (2以上の細分類業種に属する事業を営んでいる者)</p>	<p>兼業者要件1 (全て指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる者)</p>	<p>主たる業種及び企業全体の双方について 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供(以下「製品等」という。)に係る売上原価のうち20パーセント以上を占める原油又は石油製品(以下「原油等」という。)の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること</p>	(ロ) - ②
	<p>兼業者要件2 (どの業種が主たる業種であるのか確認でき、かつ当該主たる業種が指定業種であることを確認できる者)</p>	<p>以下の要件のいずれも満たすこと (1) 指定業種に係る原油等の最近1か月間の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇 (2) 企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上 (3) 指定業種の最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること (4) 企業全体の最近3か月間の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること</p>	(ロ) - ③
	<p>兼業者要件3 (1以上の指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる者)</p>		